

監 第 4 7 号  
平成 25 年 11 月 26 日

請求人 様

京都市監査委員 大 西 均  
同 久 保 勝 信  
同 西 村 京 三  
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 25 年 10 月 23 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市長（以下「市長」という。）をはじめ、全ての支出手続担当者（以下「市長等」という。）が、京都市特定優良賃貸住宅（以下「特優賃」という。）である 2 つの団地に係る戻り住戸を含む建設資金の融資の債務残高に対する利子補給を行ったことについて、当該戻り住戸の戸数分の支出負担行為等に係る公文書が存在せず違法であるとして、市長等が当該戸数分の利子補給額の補填をすること等を求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
  - (1) 市長等が、京都市特定優良賃貸住宅補助金等交付要領に基づき、特優賃の A 団地及び B 団地（以下これらの団地を「本件団地」という。）について、認定外の従前借家人入居用戻り住戸を含む住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）融資の建設資金通常融資額の債務残高に対して、当初 5 年間、年利 2 % の利子補給金の支出を行った（以下「本件対象行為」という。）。
  - (2)
    - ア 本件対象行為には、法第 232 条の 3 の規定に基づく支出負担行為が行われた。
    - イ 本件対象行為には、法第 232 条の 4 第 1 項の規定に基づく支出命令が行われた。
    - ウ 本件対象行為には、支出負担行為に係る公文書が戻り住戸の戸数分（A

団地 3 戸， B 団地 4 戸）不存在である。

エ 同時に，法第 232 条の 2 の規定に基づく補助の公益性に係る公文書が  
戻り住戸の戸数分不存在である。

オ A 団地の戻り住戸を対象にした利子補給額は 253 万 5,000 円であり，  
B 団地の戻り住戸を対象にした利子補給額は 348 万円である。

カ 京都市会計規則（以下「会計規則」という。）第 50 条第 1 項第 2 号ア  
では，「支出負担行為をする者は，補助金で支出金額が 100 万円を超え  
るときは経費支出決定書によりあらかじめ会計管理者に合議しなければ  
ならない。」と規定する。

キ 行政行為としての上記アの支出負担行為には，行政行為の四つの成立  
要件のうち形式としての成立要件である文書を欠く。

ク よって，本件対象行為のうち戻り住戸の戸数分については，法及び会  
計規則に違反する。

(3) 本件団地の戻り住戸 7 戸分の利子補給補助金額の合計金額 601 万 5,000  
円の損害金が生じた。

(4) 市長等が本件対象行為により京都市に生じた損害金 601 万 5,000 円の補  
填をすること等の措置を求める。

(5) 監査請求期間の徒過について，次のとおり正当な理由がある。

ア 市長をはじめ，全ての説明手続担当者は，本件対象行為を請求人に秘  
密にし，また，本件対象行為が違法性なく行われているとの文書を請求  
人に交付した。

イ 請求人は，本件対象行為が行われた当時の支出手続担当者に対する照  
会を求めたが拒絶された。

ウ 請求人は，本件対象行為に係る公文書の公開請求をしたが，戻り住戸  
の戸数分の法第 232 条の 2（補助の公益性）及び第 232 条の 3（支出負  
担行為）に係る公文書について，市長は不存在による非公開決定処分を  
行った。

エ 請求人は，異議申立てを行ったところ，市長は，異議申立ての都度，  
京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行った。

オ 平成 25 年 4 月 4 日付け答申第 29 号により，当該審査会より異議申  
立てのうち 12 件の処分に対して請求人の主張を退ける答申が行われた。

カ 平成 25 年 5 月 2 日付けの京都市指令都住政第 9 号により，市長による  
当該答申を是とする決定が行われた。

キ 請求人は，当該決定を受け，本件対象行為が違法であるとの結論もや  
むなしとの判断を持つに至った。

- (1) 法第 242 条第 2 項の規定により、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないとされているところ、本件対象行為は、A 団地にあつては平成 10 年度から平成 15 年度まで、B 団地にあつては平成 11 年度から平成 16 年度までの間に行われており、これらの各年度から少なくとも 8 年以上が経過した平成 25 年 10 月 23 日に提出された本件請求については、これらの財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後提出されていることが明らかである。
- (2) この点について、請求人は、上記 2(5)のとおり、監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張する。
- (3) 法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされ（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 10 月 15 日判決）。
- (4)
  - ア 上記 2(5)の事情を考慮すると、本件対象行為の存在及び内容を知ることについて、請求人自身の事情により法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無を判断すべきものと解される。
  - イ 請求人は、上記 2(5)ウの公文書公開請求において、① 平成 23 年 12 月 22 日付けで B 団地の戻り住戸に係る特定優良賃貸住宅利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書について公文書公開請求をし、平成 24 年 1 月 5 日付けで不存在による非公開決定通知を受けており、また、② 平成 24 年 8 月 21 日付けで上記 2(2)ウ及びエで主張する支出負担行為に係る文書及び補助の公益性に係る文書について公文書公開請求をし、同年 9 月 4 日付けで不存在による非公開決定通知を受けている。
  - ウ これらの公文書公開請求及び不存在による非公開決定通知から、請求人は、平成 23 年 12 月 22 日頃から本件対象行為について疑問を抱き、平成 24 年 9 月 4 日には、上記 2(2)ウ及びエにおいて請求人が主張する戻り

住戸の戸数分について支出負担行為及び補助の公益性に係る公文書が存在である事実を知ることができたと解され、遅くとも、平成 24 年 9 月 4 日には、監査請求をするに足りる程度に本件対象行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。

- (5) そうすると、平成 24 年 9 月 4 日から見て 1 年以上が経過した後に提出された本件請求は、請求人が監査請求をするに足りる程度に本件対象行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に行われたものと見ることはできない。
  - (6) また、仮に、請求人が主張する上記 2(5)カの平成 25 年 5 月 2 日に監査請求をするに足りる程度に本件対象行為の存在及び内容を知ることができたとしても、同日から 174 日後に提出された本件請求は、相当な期間内に行われたものと見ることはできない。
- 4 よって、本件請求は、対象とされている財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後に提出されたことについて、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項に適合していない。

なお、法第 242 条に規定するその他の住民監査請求の要件の適合については、同条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められない以上、検討する意義は認められない。